

ID: 209-1

担当部署: 建設水道課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町都市公園条例 第10条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成7年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (使用料)</p> <p>第10条 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 有料公園施設を利用する者は、別表第4に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前2項の使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、規則で定める使用料については、町長が別に定める方法により納入しなければならない。</p>			
備考			
<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 建設水道課</p>			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日